Q_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0238
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309
Q_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02375
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03081
$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02342
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03062
$Q_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02278
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03097
$Q_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01758
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02591
$Q_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.01875
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02683
$Q_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
$Q_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792
$Q_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01127
イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

R_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

S_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03444
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

Q_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0238
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309
Q_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02379
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086
$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065
$Q_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01735
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556
$Q_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01761
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597
$Q_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00329
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
$Q_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
$Q_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

R_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

S_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03446
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るも